

平成27年10月26日

ハピライズ株式会社
代表取締役 吉澤 信男 様

特定非営利活動法人 消費者支援ネットワークいしかわ
理事長 橋本 明夫

〒920-0362

金沢市古府2丁目189番

TEL: 076-240-1012



申 入 書 3

貴社から、平成27年8月25日付「平成27年8月18日付貴法人からの申入書2に対する回答について」(以下「回答書」という。)を拝受しました。ご検討、ご回答いただき、ありがとうございました。

回答書を拝見し、改めて以下のとおり申入れさせていただきます。

第1 消費者契約法9条について

- 1 貴社から、損害賠償と入会時費用は区別されており、入会時費用を返還しないことは損害賠償の予定ではないとのご回答をいただきました。
- 2 契約が解除された場合、その効力は遡及的に消滅します。そのため、貴社は会員に対して、入会時費用12万9600円を返金する義務を負います。一方、貴社は会員に対して、既履行の部分については、損害の賠償を求めることができます。貴社が返金しないと規定する入会時費用は、正にこの損害賠償です。

本来、貴社が会員に対して損害賠償を求める場合、履行済みのサービスが何であるか、その対価としていくらが相当であるかを立証しなければなりません。しかし、そのような手続きを経ることなく、一律に入会時費用を返金しないということは、損害賠償の予定に他なりません。

また、会員は、①入会、②プロフィールの作成、③管理データへの登録という手続の後に結婚相手紹介サービスを利用できるようになります。会員が①から③のどの段階にあるかを問わず、入会時費用12万9600円全額を返金しないとしていることから、損害賠償の予定といえます。

したがって、損害賠償額の予定に重ねて損害賠償を徴求することができることとなる規約第7条は、消費者契約法9条1号に違反し、平均的な損

害額を超える部分は無効となります。

第2 特定商取引に関する法律49条について

特定商取引に関する法律49条第1項は、同法48条のクーリング・オフができなくなった後であっても、特定継続的役務提供契約については理由の有無を問わずに、将来に向かってその契約を解除することを認めた規定で、同条第2項は、契約解除後の清算ルールを定めたものです。

なお、「回答書」に記載されています「事業者の不実の告知や威迫行為により、クーリングオフの行使が妨げられた場合の定め」は、48条第1項の「クーリング・オフ妨害によるクーリング・オフ期間の延長規定」であることを申し添えておきます。

今一度ご確認いただき、ご回答くださるようお願い致します。

以上